

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 28 号

新潟市立高等学校条例及び新潟市立中等教育学校条例の一部を改正する条例

(新潟市立高等学校条例の一部改正)

第 1 条 新潟市立高等学校条例（昭和 39 年新潟市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 1 号を次のように改める。

(1) 4 月分から 10 月分まで 11 月 25 日

第 7 条第 3 項第 3 号を削り、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

(新潟市立中等教育学校条例の一部改正)

第 2 条 新潟市立中等教育学校条例（平成 20 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 1 号を次のように改める。

(1) 4 月分から 10 月分まで 11 月 25 日

第 7 条第 3 項第 3 号を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。